

2009年 9月 18日 制定

2011年 4月 1日 改訂

2011年 11月 7日 改訂

建設技術審査証明事業(建築技術)

「セメント系固化材を用いたブロック状 混合処理工法」申込みの手引き



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

目 次

はじめに	1
I. 基本事項	1
1. 依頼者（申込者）の条件	1
2. 対象とする工法	1
3. 適用地盤	1
II. 開発目標の設定	2
III. 審査に必要な試験等	3
<性能確認試験等>	3
1. 審査証明申込み受付時に必要な性能確認試験等	3
2. 施工実績	4
<専門委員会における現場立会い試験>	4
IV. 審査証明図書の内容と構成	4
V. 更新審査	4
1. 提出資料	4
2. 現場立会い試験	5
VI. その他	5
別紙 1 審査証明図書 構成例	6
別紙 2 技術概要説明書 記載例	7
別紙 3 審査証明資料（ブロック状混合処理工法）記載要領	9
別紙 4 性能確認試験	14
別紙 5 現場立会い試験	17

改訂履歴

2009年9月18日 制定

2011年4月 1日 改訂

- ・財団法人を一般財団法人に変更
- ・適用地盤にロームを含む場合の軟弱層とは、ローム及びそれに類する地盤種別を意味することを追加
- ・審査証明後に訴訟があった場合には、更新時の提出図書として、その報告書を提出することを追加

2011年11月 7日 改訂

- ・当財団の事務所移転に伴う連絡先等の変更

はじめに

本手引きは、別途全ての技術を対象に配布している「建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領」に対して、特に「セメント系固化材を用いたブロック状混合処理工法」の申込みを行う場合の手続き、必要な試験、資料作成方法、審査方法等を補足説明するものとしてまとめたものです。

なお、本手引きは、一般的なブロック状混合処理工法の場合を対象に記載していますので、これ以外の場合や、深層混合処理工法等は取り扱い等が異なります。

I. 基本事項

1. 依頼者（申込者）の条件

審査証明における「セメント系固化材を用いたブロック状混合処理工法」の審査は、「工法」を対象として審査を実施していますが、審査証明の依頼者（申込者）は、当該工法の開発だけでなく、施工の実施や施工に対する責任を負える体制を整えた会社である必要があります。

2. 対象とする工法

建築物又は工作物の基礎地盤となる原地盤に対し、セメント系固化材を攪拌混合し、ブロック状の改良体を築造する機械式攪拌ブロック状混合処理工法を審査対象とします。

注1：原則として、品質管理手法には、施工後に改良効果を確認するための調査・試験等の実施が規定されている必要があります。

注2：原則として、施工管理において各種計測機器や施工機により攪拌回数・施工深度等が、リアルタイムに管理・記録できるシステムを用いている必要があります。

注3：攪拌装置の機構や形状が異なるものは別工法として扱います。

3. 適用地盤

本手引きに示す性能確認試験等に基づいて審査対象とすることができる地盤は、砂質土、粘性土、ローム、シラス等とし、有機質土等の特別な性能確認試験等が必要となる地盤は除きます。

II. 開発目標の設定

審査証明における技術審査は、審査証明の依頼者より対象技術に関する「開発目標」を掲げて頂き、その開発目標を達成したことを確認するために行われた試験結果等を審査委員会において審査いたします。「開発目標」は、言い換えれば、新たに開発された技術を評価するための技術水準や、直接の審査対象項目を示すものとなりますが、ブロック状混合処理工法の場合、「開発目標」には少なくとも次の2つの事項に関わるものを含めて下さい。

1. 施工品質

築造される改良体について、一定レベルの品質（改良体の強度のバラツキや均質性等）を確保するための施工技術、管理技術等を開発目標として設定して下さい。

2. 施工の確実性

施工の再現性（各現場において適切に施工が行えること等）を確保するための施工技術、管理技術等を開発目標として設定して下さい。

なお、審査証明では、「改良地盤の許容応力度の評価」は、審査の対象外としています。また、「変動係数等の設計に関する評価」も審査の対象外（品質を評価する過程において変動係数や室内／現場強度比等の数値を用いることは構いません）としています。よって、「開発目標」や申込み内容にこれらを含めることは出来ません。

Ⅲ. 審査に必要な試験等

審査の方法や手続き等は別途配布している「建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領」に記載された内容に準じますが、ブロック状混合処理工法の場合、最低限、審査に必要な試験として、以下の取り扱いを定めています。

<性能確認試験等>

1. 審査証明申込み受付時に必要な性能確認試験等

(1) 基礎試験

工法の開発や施工の仕様を決定するに至った基礎的な試験が行われていること。

(攪拌装置の機構や形状、攪拌回数の管理値など、工法固有の機構・仕様・管理値を定めるため(あるいは確認するため)に行った試験。)

(2) 現場確認試験

別紙4の「2. 現場確認試験」に示す試験が下記の地盤条件及び現場数を満たしていること。

① 地盤条件

条件A・・・標準貫入試験によるN値が3以下、または、スウェーデン式サウンディング試験による自沈層(Wsw1kN以下)の層の層厚の和が、改良深度の1/2以上であること。

条件B・・・細粒分含有率が80%以上、かつ、液性限界wLが50%以上の層の層厚の和が、改良深度の1/2以上であること。

② 現場数

イ) 依頼者が1社の場合

i) 適用地盤にロームを含む場合は、条件Bを満たすローム地盤で、適用地盤にロームを含まない場合は、条件Aを満たす地盤で、2現場以上、そのうち、1施工ブロックの最大施工体積、最大施工深度で施工を行った現場が1現場以上。

ii) i) 以外の現場を含めて、5現場以上の異なる現場とする。

ロ) 依頼者が複数社の場合

i) 各社毎に、適用地盤にロームを含む場合は、条件Bを満たすローム地盤で、適用地盤にロームを含まない場合は、条件Aを満たす地盤で、1施工ブロックの最大施工体積、最大施工深度で施工を行った現場が1現場以上。

ii) i) 以外の現場を含めて、全社を通じて5現場以上の異なる現場とする。

ハ) 依頼者(施工会社)を追加する場合

i) 追加の会社毎に、適用地盤にロームを含む場合は、条件Bを満たすローム地盤で、適用地盤にロームを含まない場合は、条件Aを満たす地盤で、1施工ブロックの最大施工体積、最大施工深度で施工を行った現場が1現場以上。

ii) i) 以外の現場を含めて、追加の会社全社を通じて3現場以上の異なる現場とする。

※前記以外の申込みの場合には事務局にご相談下さい。

※追加される依頼者（施工会社）は、最初に審査証明を取得した会社（リーダー社）との間に十分な教育体制がとられていること。また、所要の試験現場で一軸圧縮試験が行われ、その結果がリーダー社による結果と強度やバラツキに関し同等であることが必要とされます。

※適用地盤にロームを含む場合には、①地盤条件における軟弱層をロームに読み替えます。別紙4性能確認試験の2.(4)②に規定する軟弱層をローム及びそれに類する地盤種別に読み替えます。

2. 施工実績

申込工法による施工実績のリスト*及び、施工報告書を提出すること。施工報告書は、申込工法が適用範囲として定める地盤種別毎（砂質土、粘性土、ローム等）に各1例以上ずつ提出すること。なお、報告書に状況写真を掲載する場合は、黒板等の文字が判読できるものとし、タイトルには場所と日付を記入すること。

審査証明の依頼者が複数の場合には、各社毎に行われた施工報告書を提出すること。

※工事名称・発注者名・土質名・工事年月日・官庁工事民間工事または試験施工の種別・設計基準強度・添加量・スラリー濃度・改良面積・改良深さ・改良体積を一覧表にまとめて下さい。

<専門委員会における現場立会い試験>

現場立会い試験は、申込受付後、申込資料に対するヒアリング審査が概ね終了した頃を目安に1現場以上行い、依頼者の施工管理能力を審査する他、既に実施された現場確認試験並びにその結果の信頼性を現場立会い試験結果に基づいて確認する。依頼者が複数社の場合には、各社毎に現場立会い試験を行う。現場立会い試験は、適用地盤にロームを含む場合は、条件Bを満たすローム地盤で、適用地盤にロームを含まない場合は、条件Aを満たす地盤で、最大施工体積、最大施工深度の改良体築造の施工において行う。専門委員及び事務局の現場立会いは改良体築造時及びコア採取時に行う。詳細は別紙5を参照。

なお、ここでの現場は、既に現場確認試験を行った現場と同一現場でも良い。

IV. 審査証明図書の内容と構成

審査に必要となる審査証明図書の内容と構成について、構成例と記載例、及び記載要領を別紙1, 2, 3に示します。

V. 更新審査

審査証明の有効期間は5年間です。更新を希望する場合には、更新日の六ヶ月前までに申し込みを行って下さい。更新審査時には、審査証明取得時の技術の水準が損なわれていないことを下記の資料及び審査証明取得時から更新時までの施工実績（施工報告書）等や、必要に応じて実施する現場立会い試験等により確認します。なお、技術の進展に伴う審査基準等の変更がある場合には、変更後の審査基準等に対応して頂くことになります。

1. 提出資料

- ①審査証明依頼書（様式1）
- ②変更事項一覧（様式1-2）
- ③技術概要説明書（様式2）
- ④技術概要書（小冊子）のⅢ. 資料（変更部分を明記すること）
- ⑤技術の運用状況が確認できる資料（有効期限直近の施工報告書等2例程度）
- ⑥施工実績リスト（審査証明取得後から現在までのもの）
工事名称、発注者名、工事年月日、官庁工事民間工事の種別、
設計基準強度、添加量、スラリー濃度、改良面積、改良深さ、改良体積、訴訟、トラブルの有無等、サンプリング試料の圧縮試験結果
- ⑦その他
 - ・施工マニュアル、技術資料
 - ・訴訟、不具合、トラブル、事故等の報告書
 - ・技術の改良点

2. 現場立会い試験

施工能力を確認するため、原則として現場立会い試験を行う。適用地盤にロームを含む場合は、条件Bを満たすローム地盤で、適用地盤にロームを含まない場合は、条件Aを満たす地盤で、最大施工体積、最大施工深度で1現場以上行った上で妥当性を判断する。

VI. その他

手引きに示されていないことはその都度、建築技術審査委員会又は専門委員会にて判断する。

セメント系固化材を用いたブロック状混合処理工法
審査証明図書 構成例

目 次

- I. 審査証明依頼書（写し） *（建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領の様式1）*
- II. 技術概要説明書 *（別紙2に記載例を示します）*
- III. 審査証明資料 *（別紙3に記載例を示します）*
 - 1. 審査証明対象技術
 - 1.1 工法の概要
 - 1.2 適用範囲
 - 1.3 既存技術との対比
 - 2. 体 制
 - 2.1 施工体制
 - 2.2 責任体制
 - 2.3 教育体制
 - 3. 開発の趣旨
 - 4. 開発の目標
 - 5. 性能確認方法
 - 6. 施工マニュアル
 - 7. 施工実績
 - 8. 会社概要
 - 9. カタログ

技術概要説明書

依 頼 者 名	(株)〇〇〇〇〇	
技術名称 項 目	セメント系固化材を用いたブロック状混合処理工法 「〇〇〇〇〇」	
技 術 の 概 要	本工法の特徴は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
諸 元 ・ 性 能	諸元・性能一覧表	
	改良形式	ブロック形式・・・
	適用範囲	建築物、工作物の基礎地盤
	適用地盤	砂質土、粘性土、ローム
	最大施工面積	1 施工ブロック当たり〇〇m ²
	最大施工深度	〇〇m
	最大施工体積	1 施工ブロック当たり〇〇m ³
	施工機械	汎用型バックホウ・・・
	攪拌機構	(攪拌機構の特徴を書いて下さい。)
	攪拌回数	〇〇〇(回/m ³)以上
	水固化材配合量比	〇〇～〇〇%
	施工管理方法	施工管理システムによるリアルタイム管理
既存技術との対比	当該審査技術について、既存技術と対比させながら記述して下さい。	
開 発 の 趣 旨		
開 発 目 標	(1) 〇〇〇〇〇〇〇 (2) 〇〇〇〇〇〇〇	

1. 審査証明対象技術

1.1 適用範囲

記載内容

- ・ 1 施工ブロック当たりの最大施工面積、最大施工深度、最大施工体積、適用地盤、適用可能な建物の規模等、工法の適用範囲を明確にしてください。

注意点

- ・ 1 施工ブロック当たりの最大施工面積、最大施工深度、最大施工体積は確認試験を行っていること。適用地盤は、施工実績の範囲内であること。

1.2 工法の概要・特徴

記載内容

- ・ 当該工法の概要について図等を用いて、わかりやすく記述してください。

注意点

- ・ 攪拌機構に関する説明が必ず含まれていること。

1.3 施工機概要

記載内容

- ・ 施工機の諸元、性能を記述してください。

注意点

- ・ 攪拌装置については、特に詳細な説明が行われていること。

1.4 既存技術との対比

記載内容

- ・ 当該審査技術について、既存技術と対比させながら記述してください。

注意点

- ・ 攪拌装置・施工管理技術等について有している特徴を記述すること。

2. 体制

2.1 施工体制

記載内容

- ・ 依頼者が現場に配置する管理者、作業者等を施工体制図と共に文章で示して下さい。なお、依頼者と他の事業者との関係も併せて示して下さい。

注意点

- ・ 施工実績における施工体制と整合していること。
- ・ 依頼者が施工に対する責任を（実際に）負える体制となっていること。
- ・ 依頼者が工事管理を行う体制となっていること。

2.2 責任体制

記載内容

- ・ 現場における責任体制と、事故・クレーム等に対応するための体制、社内における体制について文章と共に記載して下さい。

注意点

- ・ 依頼者が施工に対する責任を（実際に）負う立場となっていること。

2.3 教育体制

記載内容

- ・ 統括責任者や工事管理者に対する教育内容、作業者に対する教育内容を記載して下さい。
- ・ 上記の教育を実施する体制（社内の誰が誰に対して何を教育するか）を教育体制図と共に文章で記載して下さい。

3. 開発の趣旨

記載内容

- ・ 技術開発に至った経緯とこの成果の目指すところを記述して下さい。

注意点

- ・ 簡潔かつ明確に示されていること。

4. 開発の目標

記載内容

- ・ p2の「Ⅱ. 開発目標の設定」を参照の上、記載して下さい。

5. 性能確認方法

5.1 基礎試験

記載内容

- ・ 工法の開発や、施工の仕様を決定するに至った基礎的な試験を示して下さい。

5.2 現場確認試験

記載内容

- ・ 開発目標を達成していることが確認できる品質性能試験・施工実験等を実施し、その内容、結果等を明示して下さい。

注意点

- ・ 現場確認試験の必要な現場数は p3 の<性能確認試験等>、及びその詳細として別紙 4 を参照して下さい。
- ・ 試験の目的、概要、結果等を詳細にまとめて下さい。

5.3 現場立会い試験（受付け時には必要ありません。）

記載内容

- ・ 現場立会い試験の計画書及び結果をまとめて下さい。（詳細は別紙 5 を参照。）

注意点

- ・ 試験の条件、目的、結果等を詳細にまとめて下さい。

6. 施工マニュアル

記載内容

性能確認試験により確認された技術について、施工の再現性（各現場において適切に施工が行えること等）を確保することを目的とした資料を施工マニュアルとして定めて下さい。

なお、施工マニュアルには、以下の項目が示されている必要があります。

（1）品質管理手法

配合管理、施工管理、品質検査の各項目に対する考え方が明確であり、かつ品質管理の仕様が明確で性能が確認されていること。なお、特別な管理装置と管理システムを有し、従来より信頼できる手法を提案している場合は開発目標として掲げること。品質管理には以下の内容が含まれていること。

- ① 地盤調査 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 必要な物理的諸元と地盤調査方法
- ② 品質管理に使用する機器類 ・ ・ ・ 室内土質配合試験設備の有無
- ③ 施工前の品質管理 ・ ・ ・ 固化材の選定基準、配合強度の設定根拠、施工計画書
- ④ 施工中の品質管理 ・ ・ ・ 検査方法、検査時期、頻度、規格値等
- ⑤ 施工後の品質管理 ・ ・ ・ 検査方法、検査時期、頻度、規格値等、施工報告書、書類の保管状況

(2) 施工機械・装置

施工機械は施工管理を行うに十分な計測装置を備えた施工機械であること。

(3) 施工管理

施工管理には以下の内容が含まれていること

- ① 施工工程毎の施工管理項目
- ② 管理機器
- ③ 管理頻度
- ④ 管理値と管理値を超えた場合の対処の仕方
- ⑤ 施工管理体制
- ⑥ 適用範囲（1 施工ブロック当たりの最大施工面積、最大施工深度、最大施工体積）

(4) 施工体制・施工管理体制

設計・管理との関係、不具合等が生じた場合の対処などを含めた体制が明確であること。

注意点

- ・ 地盤調査から品質管理まで一連の施工および設計に関する内容が含まれていること。
- ・ 流量、攪拌回数、施工深度等がリアルタイムに管理できるものであること。また、実施工記録例の解説が示されており、その結果が妥当であること。
- ・ 固化前の混合度合いを定量的に把握でき、強度の均質性が確保される管理となっていること。

7. 施工実績

記載内容

- ・ 以下の項目が確認できる施工実績リストを提出して下さい。
 - ① サンプル試料の圧縮試験結果
 - ② 審査対象工法と同一の工法による実績の一覧表（過去5年間の実績）
工事年月日、工事名称、発注者名、土質名、官庁工事民間工事の種別、設計基準強度、添加量、スラリー濃度、改良面積、改良深度、改良体積等を記入する。
 - ③ 審査対象工法の施工に用いる機械の保有状況
攪拌装置、施工実機、プラント等の種類毎の台数、施工能力
 - ④ 研究開発組織名及び人数
技術者名、経験年数、資格等
 - ⑤ 施工技術者名及び人数
技術者名、経験年数、資格等

注意点

- ・ 施工実績があまりにも小規模な建物に偏っている場合は、建物の適用範囲に規模制限を設ける場合があります。

8. 会社概要

添付する資料の内容

- ・ 会社案内のパンフレット、対象技術に関する体制及び技術者数等の説明資料等を添付して下さい。
※施工実施地域が広域にわたる場合は、本店、支店、営業所等の体制に関する資料も添付して下さい。

9. カタログ

添付する資料の内容

- ・ 申込工法のカタログがあれば、添付して下さい。

1. 基礎試験

工法の開発の経緯や、施工の仕様を決定するに至った基礎的な試験を示して下さい。

主として、攪拌装置の機構や形状、攪拌回数の管理値など、工法固有の機構・仕様・管理値を定めるため（あるいは確認するため）に行った試験が必要となります。

2. 現場確認試験

開発目標を達成していることが確認できる品質性能試験・施工実験等を実施し、その内容、結果等を明示して下さい。1 現場につき、以下の（2）～（4）の試験・調査を行うことを原則とします。

（1）試験報告書に記載すべき事項

① 試験目的・条件

・ 試験目的

開発目標を、どの試験でどのように確認するのか分かりやすく記載すること。

・ 試験概要・試験条件

試験実施日、試験実施場所、地盤条件（地盤調査結果、柱状図、土質等）、配合条件（配合量、水固化材比、現場土の採取方法等）、改良体概要（施工面積、施工深度、施工機等）、施工マニュアルに基づく施工管理チェックシート、実施試験数量（改良体数、一軸圧縮試験コア本数等）、試験機関等を記載すること。

② 試験結果

- ・ 試験結果と併せて、改良体の仕様を記載すること。（地盤条件、施工面積、施工深度、攪拌条件（攪拌回数、流量等））
- ・ コア強度試験の調査結果に関しては、コア採取の対象となった改良体の施工記録、柱状図、材齢などを併せて提示するとともに、コアの採取位置などをスケッチ等により示すこと。

（2）配合試験

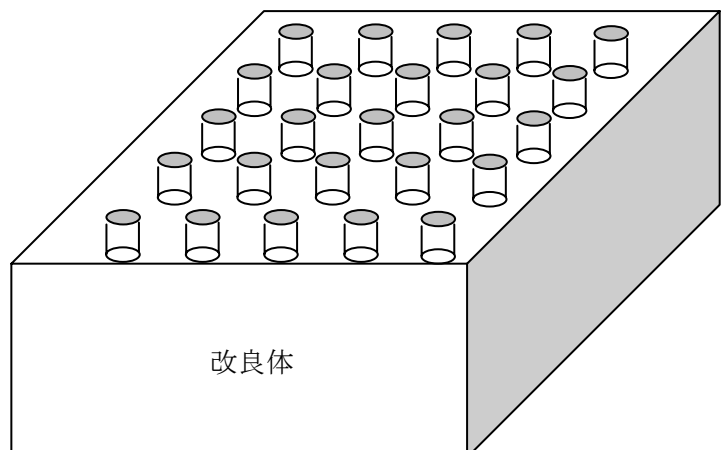
配合試験を行い、地盤条件や施工条件を考慮して適切に配合条件を設定すること（固化材の種類や、配合量、水固化材比等）。一軸圧縮試験の結果から、室内現場強度比を確認すること。

（3）水平方向の均質性の確認

水平方向の均質性の確認方法については、下記に示す①または②の試験方法によるものとする。

① 一軸圧縮強度試験

改良体天端において1施工ブロックから25本以上のコア（直径5cm以上）を採取し、採取したコアの一軸圧縮試験を行い、改良体の水平方向の均質性を確認すること。



② 一軸圧縮強度試験以外の試験

一軸圧縮強度試験以外の試験で均質性を評価する手法については、専門委員会にてその妥当性を判断する。

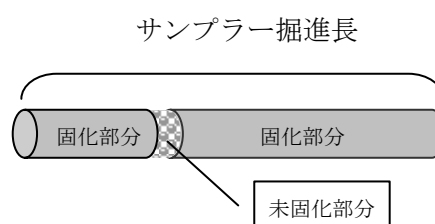
(4) 深度方向の均質性の確認

深度方向の均質性の確認方法については、下記に示す①および②または③の試験方法によるものとする。

① コア採取率

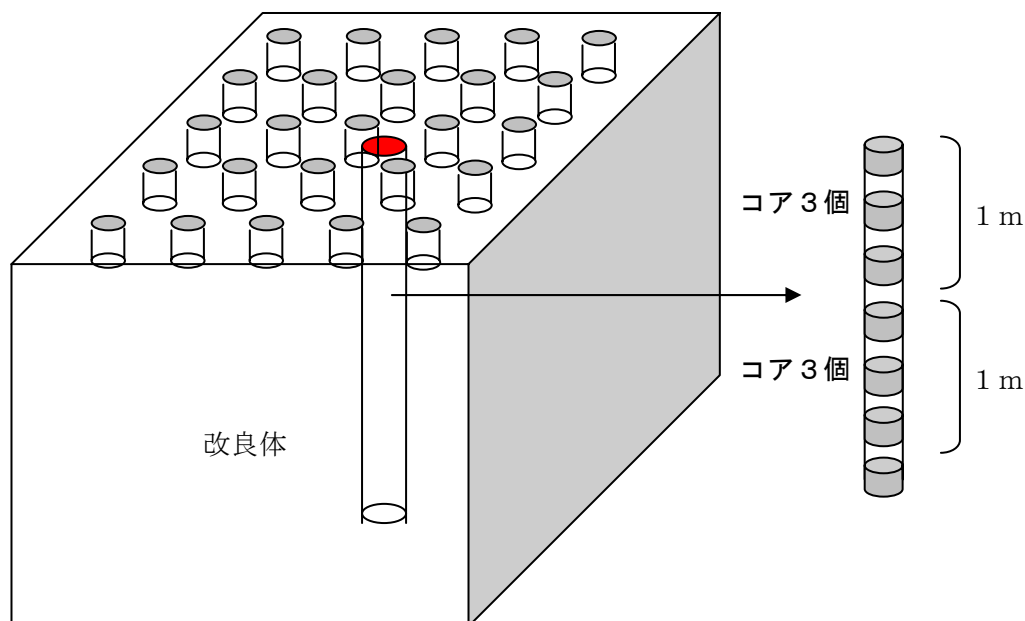
先端まで改良されていることを確認するため全長コアボーリングを行い、サンプラーの掘進長に対し採取されたコアの固化部分（コア長のうち未固化部分は除く）の割合を1 m毎に確認すること。(2002.11 改訂版 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針 日本建築センター発行 参照)

$$\text{コア採取率(\%)} = \text{固化部分長さ} / \text{サンプラー掘進長}$$



② 一軸圧縮強度試験

全長コアボーリングを行い、その全長コアから 25 本以上（1 m 当たり 3 本以上のコアを採取することを標準とする。）のコア（直径 5cm 以上）を採取し、改良体の深度方向の均質性を確認すること。なお、1つの全長コアから 25 本以上の採取ができない場合は、複数本の全長コアボーリングを実施し、25 本以上のコアを採取する。



③ 一軸圧縮強度試験以外の試験

一軸圧縮強度試験以外の試験で均質性を評価する手法については、専門委員会にてその妥当性を判断する。

3. 試験機関

採取したコアの一軸圧縮強度試験は原則として第三者機関で行うこと。(公的な第三者機関でなくとも良い)

※ 強度のバラツキは、変動係数にて評価することが望ましい。

また、一軸圧縮強度試験以外の試験も原則として第三者機関で行うこと。(公的な第三者機関でなくとも良い)

1. 現場立会い試験

現場立会い試験は、申込受付け後、申込み資料に対するヒアリング審査が概ね終了した頃を目安に1現場以上行き、依頼者の施工管理能力を審査する他、既に実施された現場確認試験並びにその結果の信頼性を現場立会い試験結果に基づいて確認する。依頼者が複数社の場合には、各社毎に現場立会い試験を行う。現場立会い試験は、適用地盤にロームを含む場合は、条件Bを満たすローム地盤で、適用地盤にロームを含まない場合は、条件Aを満たす地盤で、最大施工面積、最大施工深度、最大施工体積の改良体築造の施工において行う。

ここでの現場は、再現性を確認するため既に現場性能確認試験を行った現場と同一現場であることが望ましい。

2. 現場立会い試験での審査項目

2. 1 改良体築造時の審査項目

改良体築造時に専門委員及び事務局が立会い、以下の項目に関して施工マニュアルに従って作成された施工計画書通りに施工されているかを確認する。

① 施工方法

固化材・配合・攪拌回数・吐出量等の基本事項の記載の有無

② 施工機械

施工機械・プラント・各種計測機器・検査機器等

③ 施工管理の方法

申込み書類に記載されている施工管理に関する事項が、施工計画書に記載されているかを確認

④ 品質管理の方法

申込み書類に記載されている品質管理に関する事項が、施工計画書に記載されているかを確認

⑤ 施工記録の確認

品質管理・施工管理に必要とされる事項の記録方法並びに結果の評価

2. 2 コア採取時の確認項目

改良体築造後、一軸圧縮強度試験を行う場合、試験に供するコアの採取時には、専門委員もしくは事務局が立会い、梱包後封かんを行い、公的な第三者機関へ適切に搬入されたことを試験機関の報告書等により確認する。

3. 現場立会い試験での試験項目

現場立会い試験で行う試験項目は別紙4の「2. 現場確認試験」に示した試験とするが、専門委員会から特別な指示を受けた場合にはその試験を行うこと。

4. 試験機関

一軸圧縮強度試験は、原則として**公的な**第三者機関で実施すること。なお、公的な第三者機関が発行する一軸圧縮強度試験の試験報告書の原本については、後日開催される専門委員会で提示すること。また、一軸圧縮強度試験以外の試験を行う場合は原則として第三者機関で実施すること。



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

- ご連絡先
ご質問、ご連絡は下記まで電話、FAX
または電子メールでお尋ね下さい

一般財団法人日本建築センター
認証部認証課
TEL 03-5283-0468
FAX 03-5281-2824
E-mail ninsyo@bcj.or.jp

〒101-8986
東京都千代田区神田錦町 1-9